社会福祉法人広島県府中市社会福祉協議会

ふれあい・いきいきサロン実施要領

（目的）

第１条　ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）は、地域住民が身近な場所に気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいや仲間づくり、また介護予防や孤独化を防止するための活動を展開する。

２　自由で多様なサロン活動は参加者や役員が協働し、楽しみや生きがいが実感できる場となるよう企画するとともに、魅力ある取組を行うことにより、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる街づくりを目指すことを目的とする。

３　サロンは、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）や町内会を基盤として、小地域単位で開催する。

（実施主体）

第２条　サロンの実施主体は、地区社協又は町内会（以下「実施団体」という。）とする。

（対象者）

第３条　サロンの開催地域の人なら誰でも参加できるものとする。

（開催場所）

第４条　実施団体は、地域の公民館や集会所等、サロンを実施できる場所を確保する。

２　サロンへの参加で送迎等が必要な場合は、サロン関係者で協議し、対応する。

（開催回数）

第５条　毎月定期的に開催（原則として月１回以上）することを基本とする。

（活動内容）

第６条　活動内容は、地域住民が気軽に集まり、楽しく過ごせるよう、生活、文化、趣味等の分野において、自由な発想のもとに参加者と協働し、創意工夫して企画する。

（１）健康づくり（各種健康体操、グラウンドゴルフ、ウオーキング等）

（２）生きがいづくり（俳句・音楽・歌・折り紙等の趣味活動、各種ゲーム等）

（３）仲間づくり（会食会、おしゃべり会、座談会、お花見等）

（４）学習活動（専門職による健康、介護予防、認知症予防、健康食等講演会、警察署、消防署等の講習、調理実習等の実技体験等）

（５）ふれあい活動（幼児・児童・生徒との交流等）

（６）音楽療法

（７）その他、目的達成のために必要な活動

（参加人数）

第７条　開催にあたり、おおむね５名以上の参加があること。

（経費負担）

第８条　サロンの実施に伴う運営経費は、実施団体の負担とする。
　また、必要経費の一部として参加者より参加費を徴収することを原則とする。
（運営経費の助成）
第９条　社会福祉法人広島県府中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、サロンの実施に伴う運営経費の一部を予算の範囲内で助成するものとする。
　なお、この助成基準は別に定める。
（会計）
第１０条　実施団体は、サロンの実施に伴う経費を適正に管理するため、会計帳簿を作成しなければならない。
（活動記録）
第１１条　実施団体は、サロン実施日ごとに参加状況や活動内容等を記録する。
　また、実施における問題点・課題については、サロンで改善を図る。
（活動計画、活動報告及び決算報告）
第１２条　運営経費の助成を受けようとする実施団体は、市社協に当該年度開始前にサロンの活動計画書を、また当該年度終了後にサロンの活動報告書及び決算報告書を提出しなければならない。
２　なお、決算時に助成金の残金があった場合には、市社協へ返金しなければならない。
（事故への対応）
第１３条　サロンでの事故は、府中市市民活動総合補償制度で対応する。ただし、スポーツ活動中の事故等この補償制度で対応できないものについては、実施団体が対応する。
　なお、補償請求手続等については、実施団体が行う。
（その他）
第１４条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については市社協会長が決定する。

附　則
この要領は、平成１８年４月１日に施行する。
附　則
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和３（２０２１）年４月１日から施行する。